

部会に関する規程

一般社団法人粉体工学会

（総 則）

1. 一般社団法人粉体工学会（以下「本会」という）の目的の達成及び事業の発展のため、部会をおく。部会は、他学協会との共同または連絡集会をもつことが望ましい。

（構 成）

2. 部会は、本会会員 20 名以上を含む研究者、技術者などから構成される粉体工学分野の集会である。

（組 織）

3. 部会の設置を希望する場合は会員 10 名以上の連記により、責任者（希望する部会長 1 名、副部会長 1 名以上）を定めて会長に申請を行う。
4. 部会の設置は、理事会の議決を経て、総会への報告をもって成立する。
5. 部会の正副部会長は、理事会において審議の上、会長が委嘱する。
6. 正副部会長の任期は 4 年とし、重任を妨げない
7. 設置を認められた部会はその旨を会誌会告欄に掲載し、更に参加者を公募するものとする。
8. 部会に参加しようとする会員は部会長に書面をもって届け出て登録する。
9. 部会の継続期間は 8 年間とし、継続の可否は理事会において審議する。
10. 部会を解散するときは、理事会に諮り、理事会の議決を経て、総会に報告する。

（運 営）

11. 部会は本部より年度ごとに予算の支給を受ける。
12. 運営上必要な場合は参加者より特別会費等を徴収することができる。
13. 部会長は総会后送付される予算額および参加者から徴収した特別会費等について責任をもって会計を行い、年度末に本部へ会計報告するとともに清算し、その監査を受けなければならない。
14. 部会が、一般に公開し会費を徴収するような行事を行う場合は、理事会に収支予算を含めた計画書を提出し承認を得なければならない。また、終了後は速やかに収支決算を理事会に報告する。
15. 部会が理事会の承認を得た定期的に定着した行事あるいは大規模な特別企画を進める場合は、理事会の承認を得て、部会の年度予算とは別に、部会行事費として予算を計上することができる。また、終了後は速やかに収支決算を理事会に報告する。
16. 部会が、前項で述べた大規模な特別企画（例えば国際会議等）を進める場合は、理事会の承認を得て、13）～15）項に定めた収支決算の剰余金を準備金として積み立てることができる。
17. 源泉徴収の必要な場合はこれを行い、本部事務局を通して納付する。
18. 原稿料、講演料、旅費、手伝い謝礼等は原則として一般社団法人粉体工学会会計規程による。

（附 則）

この規程は、理事会の承認を得て、2018年1月4日から発効する。

（付 記）

2018年2月17日 制定(理事会承認)

2024年3月23日 改定(理事会承認)